

第二期拡張事業等に係る繰出しに関する協定書

平成 18 年 2 月 27 日締結

平成 21 年 10 月 1 日変更

平成 23 年 3 月 17 日変更

福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）を組織する団体（以下「構成団体」という。）が「地方公営企業繰出金について」（昭和 49 年 2 月 22 日自治企一第 27 号自治省財政局長通知）の繰出基準に基づき、国庫補助の対象となった第二期拡張事業（以下「拡張事業」という。）の建設費、水源開発事業費及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金について、繰り出す額及びその割合（以下「繰出率」という。）に関し、次のとおり協定する。

（繰出金額）

第 1 条 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 拡張事業及び水源開発事業に係る各年度における建設費の 3 分の 1 に相当する額（以下「建設時出資金」という。）

ただし、拡張事業で高度浄水施設に該当する部分については、各年度の国庫補助金を除く建設費の 2 分の 1 に相当する額

(2) 拡張事業及び水源開発事業（合所ダム建設事業）に係る平成元年度以前の各年度における建設費の 3 分の 1（建設時に出資を行った場合については 30 分の 7）に相当する額の企業債に係る元利償還金に相当する額（以下「広域化・水源開発繰出金」という。）

(3) 水源開発事業に係る独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の 3 分の 1 に相当する額（以下「水源開発（割賦負担）繰出金」という。）

(4) 耐震化事業に係る各年度における事業費から国庫補助金を控除した額の 4 分の 1 に相当する額（以下「耐震化出資金」という。）

（繰出率）

第 2 条 構成団体の繰出率は、次のとおりとする。

(1) 建設時出資金

福岡県南広域水道企業団水道用水供給条例（昭和 46 年条例第 7 号）第 2 条別表中、受水団体の欄の区分に対応する一日最大供給水量（以下「基本水量」という。）の合計に占める各受水団体の基本水量の割合

(2) 広域化・水源開発繰出金

福岡県南広域水道企業団水道用水料金の徴収等に関する規則（昭和 51 年規則第 1 号）第 2 条別表第 1 中、受水団体の欄の区分に対応する基準水量の合計に占める各受水団体の基準水量の割合

(3) 水源開発（割賦負担）繰出金

福岡県南広域水道企業団水道用水料金の徴収等に関する規則（昭和51年規則第1号）第2条別表第1中、受水団体の欄の区分に対応する基準水量の合計に占める各受水団体の基準水量の割合

(4) 耐震化出資金

福岡県南広域水道企業団水道用水供給条例（昭和46年条例第7号）第2条別表中、受水団体の欄の区分に対応する基本水量の合計に占める各受水団体の基本水量の割合

（専用施設に係る建設時出資金）

第3条 専用施設（既存施設で精算を要するものを含む。）に係る建設時出資金は、当該専用施設の建設を必要とする構成団体が負担する。この場合において、第1条第1号の建設費から専用施設の建設費を控除するものとする。

（繰出しの方法）

第4条 各構成団体は、毎年度、第1条各号に定める当該年度の額に、第2条各号に定める率を乗じて得た額及び前条の専用施設に係る建設時出資金を繰り出すものとする。

（繰出金の納入方法）

第5条 各構成団体は、毎年度、企業団が発行する納入通知書により、広域化・水源開発繰出金及び水源開発（割賦負担）繰出金については当該年度の1月31日までに、建設時出資金及び耐震化出資金については当該年度の3月25日までに納入するものとする。

（疑義の解決方法）

第6条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、企業団及び構成団体が協議して定めるものとする。

（効力の発生時期）

第7条 本協定は、平成18年4月1日から効力を生じるものとする。

2 本協定の効力発生により、一般会計繰出金に関する協定（平成8年3月28日締結）は、廃止する。

附 則

（柳川市の基本水量の取扱い）

1 第2条第1号及び第4号における出資金の繰出率の基礎となる柳川市の基本水量は、24,200立方メートルとする。

(朝倉市及び筑前町の繰出金の精算方法)

2 朝倉市及び筑前町は、平成元年度から平成17年度までの建設時出資金及び広域化・水源開発繰出金の精算額を次の基本水量及び基準水量に基づき負担するものとする。

(1) 建設時出資金の繰出率の基礎となる基本水量

朝倉市 2, 100立方メートル

筑前町 5, 140立方メートル

基本水量合計 160, 440立方メートル

(2) 広域化・水源開発繰出金の繰出率の基礎となる基準水量

朝倉市 1, 680立方メートル

筑前町 4, 112立方メートル

基準水量合計 109, 012立方メートル

3 第1条における平成18年度以降の建設時出資金及び広域化・水源開発繰出金は、平成元年度から平成17年度までの朝倉市及び筑前町の精算額を控除した額とする。

(平成18年度以降供用開始前の繰出金の負担方法)

4 朝倉市及び筑前町は、平成18年度以降供用開始前の広域化・水源開発繰出金を次の基準水量に基づき負担するものとする。

基準水量

朝倉市 1, 680立方メートル

筑前町 4, 112立方メートル

附 則

この協定は、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この協定は、平成23年4月1日から適用する。